

# 和光市市民参加推進会議とは

# 委員構成について

市民参加推進会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する12人以内の委員で組織します。

- (1) 公募による市民
- (2) 市内で地域活動を行う団体を代表する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 市の職員

市民参加条例第16条第3項より(市民参加条例の手引P.72)

## 役割

市長からの諮問に対して、審議及び議論を行い、答申をまとめる。

## 「諮問」とは？

推進会議は、次に掲げる事項について市長の諮問に応じ、又は市長に意見を述べるために審議します。

- (1) この条例の運用状況に関する事項
- (2) この条例の見直しに関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市民参加の推進に関する基本的な事項

市民参加条例第16条第2項より(市民参加条例の手引P.72)

⇒ 諮問事項の範囲内で議題を設定し、議論を行う